

学校感染症証明書

和歌山県立紀北工業高等学校

科 年 組 番

氏 名

病名 (学校感染症)

学校感染症のため、

年 月 日 から 年 月 日まで

出席停止を必要としたことを認めます。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

学 校 感 染 症

学校感染症と出席停止期間の基準		
	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウ イルスであるものに限る。) 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイ ルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9に限る。) 感染症法に規定される新型インフルエンザ等感 染症・指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した 後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症「COVID-19」	発症したあと5日を経過し、かつ症状が 軽快した後1日を経過するまで。
	結核、及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医がその他の医師におい て感染のおそれがないと認めるまで。
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症 ^{*1}	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで。

* 1 学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要であれば、校長が学校医の意見を聞き、
第3種の感染症としての措置を取る事ができる疾患のこと。
(ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症等)